

兵庫県内全域での 自動車営業が可能に！

ー兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市ー



開始日
2025年
6月1日

従来は、自動車（キッチンカー等）営業をする際には、営業する「兵庫県と保健所設置市」の管轄区域ごとにそれぞれの健康福祉事務所（保健所）での営業許可が必要でした。

2025年6月1日以後は、兵庫県下のいずれかの健康福祉事務所（保健所）で許可を受けたキッチンカー等については、以下の対象となる自動車営業に限り、必要な手続きを行えば兵庫県全域で営業できます。

対象となる自動車営業

2021年6月1日以後に許可を受けた食品衛生法施行令第35条に基づく営業許可業種のうち次に掲げる営業。

1 飲食店営業

共通基準を満たしたものに限る

2 魚介類販売業

3 食肉処理業

必要な手続き

次に掲げるいずれかの手続きが必要です。



1 新規事業者

新たに許可を受ける

2 既存事業者（2021年6月1日以後許可を受けた者）

既に許可を受けた健康福祉事務所（保健所）で届出や申出を行う

飲食店営業（キッチンカー）の 共通基準とは

必要な設備の一例は以下のとおりです。

- 1 従業員の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備の再汚染防止構造
- 2 廃棄物を入れる容器の蓋又は同等の機能
- 3 シンク(給水を受け排水でき、施設内を汚染しない構造の水槽)

新たな共通基準では、各給水・廃水タンク容量で取り扱える食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、共通基準による取扱いを希望する場合は、実際に提供する食品、調理手順及び手続きについて健康福祉事務所（保健所）にお問い合わせください。

窓口となる健康福祉事務所（保健所）

原則、相談する窓口は以下の順番となります。

- 1 自動車保管場所が県内の場合、自動車保管場所を管轄する健康福祉事務所（保健所）
- 2 自動車保管場所が県外の場合、下処理施設を管轄する健康福祉事務所（保健所）
- 3 自動車保管場所及び下処理施設が県外の場合、主たる営業地を管轄する健康福祉事務所（保健所）



お問合せ先

最寄りの健康福祉事務所（保健所）は
右の二次元コードよりご確認ください

